

# 病児・病後児保育について

★ 児童が発熱等の急な病気になった場合、働き方の見直し(子の看護のための休暇を取得しやすい職場の環境の整備など)を一層進め、保護者が子どもの看護のために休暇を取得できる環境を整備する必要がある。しかしながら、保護者が休暇を取得できないことも現実には多いことから、通常の保育所における対応、特別な病児・病後児保育サービスの充実について検討する必要がある。

## 1. 現行制度の概要

○ 児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備することを目的として、病児・病後児保育を実施している。

### (1) 事業の種類

○ 児童の症状に応じて、以下の3種類の病児・病後児保育(体調不良児対応を含む。)がある。

#### 《病児対応型》

- ・ 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難である児童(病児)を、病院・保育所等の付設の専用スペースで、一時的に預かるもの。

#### 《病後児対応型》

- ・ 病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童(病後児)を、病院・保育所等の付設の専用スペースで、一時的に預かるもの。

#### ※ ある自治体における、利用可能な疾患の例

- ・ 感冒、扁桃腺炎、気管支炎、下痢、中耳炎、とびひ、外傷、麻疹予後
- ・ おたふくかぜ、水痘、風疹、感染期を過ぎた結膜炎
- ・ その他担当医師が利用可能と判断した病気

#### 《体調不良児対応型》

- ・ 普段通っている保育所において、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童(体調不良児)を、当該保育所内の医務室等で、一時的に預かるもの。

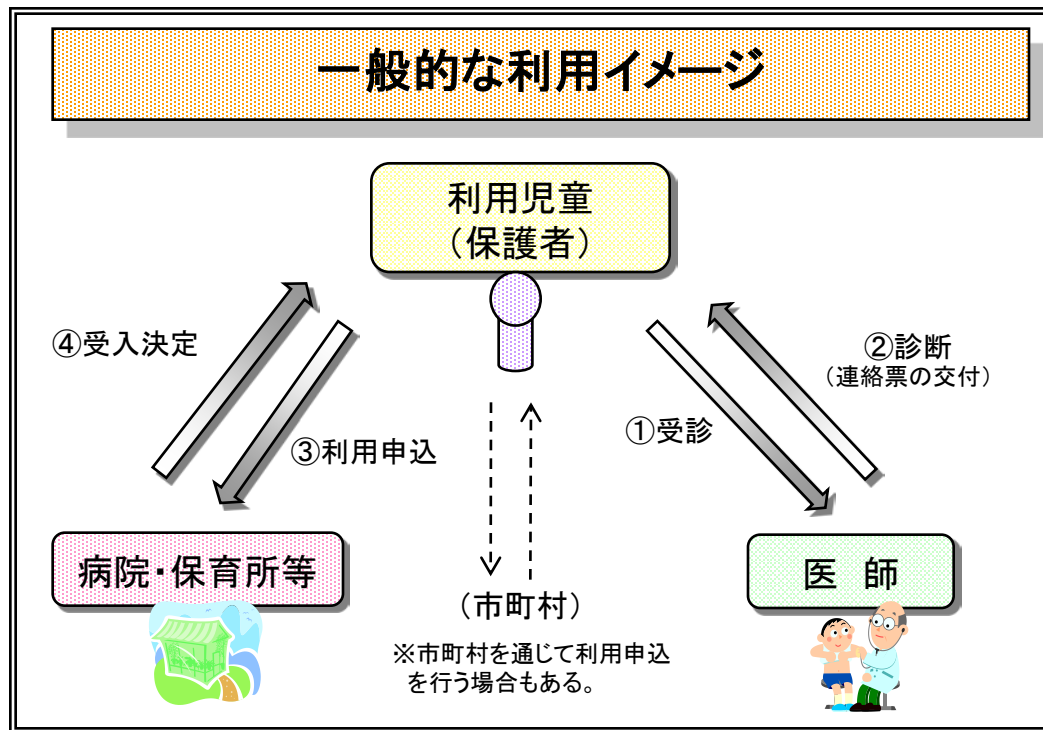
(2) 実施箇所数:1,164か所(平成20年度交付決定ベース)

(※ 子ども・子育て応援プランでの目標数:1,500か所(平成21年度))

### (3) 利用の仕組み

#### 【病児対応型、病後児対応型】

- 児童をかかりつけ医に受診させた後、(医療機関以外の実施施設の場合は、保護者が病児等の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、)病児等の状態を確認した上で、受入れを決定する。



- 実施場所(平成20年度交付決定ベース)

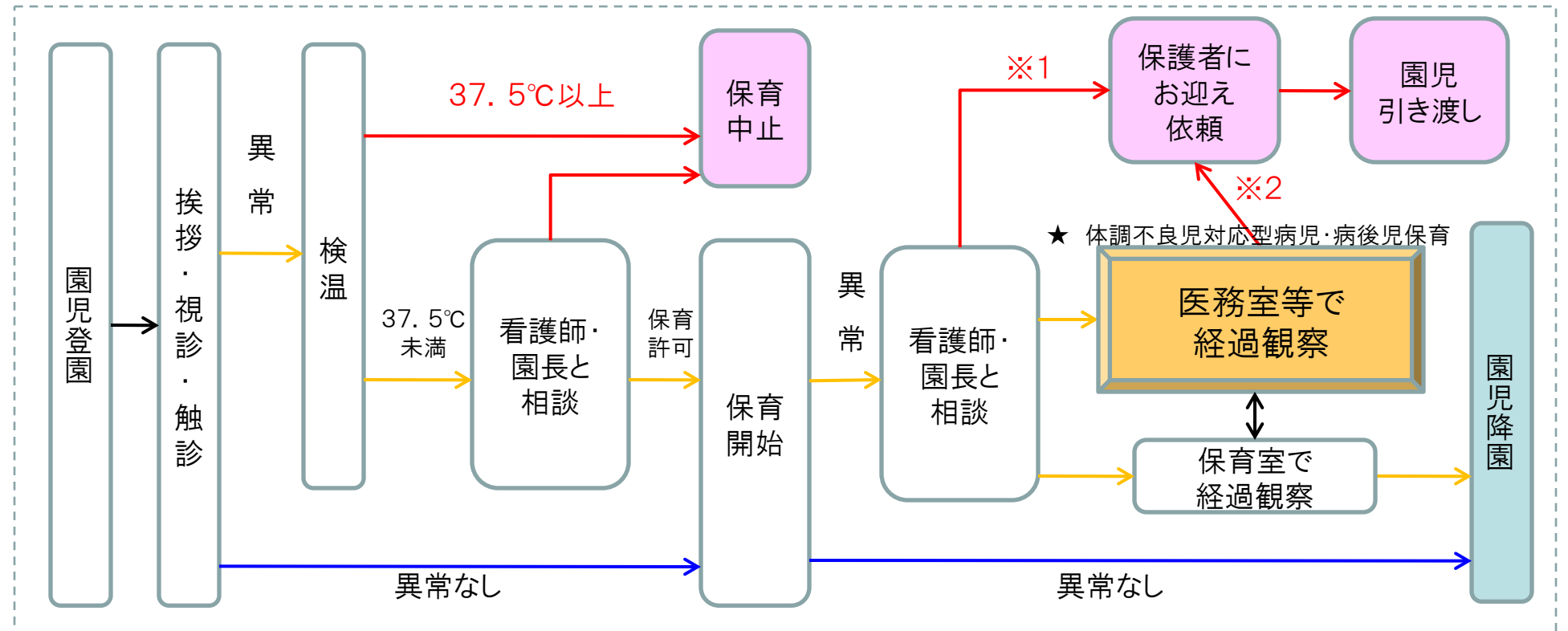
	病児対応型	病後児対応型
病院	123か所	90か所
診療所	168か所	67か所
保育所	16か所	296か所
単独実施	9か所	34か所
その他	6か所	36か所
合計※	322か所	523か所

※ 体調不良児対応型319か所を除く

## 【体調不良児対応型】

### （ある自治体の保育所における利用例）

- 児童が、保育所に登園した後に急な発熱を出すなど、軽度の病気になった際に、今後の急変のおそれや、感染症の疑い等が無いと看護師や施設長が判断した場合に、医務室等で保護者が迎えに来るまでの間、受入れを行う。



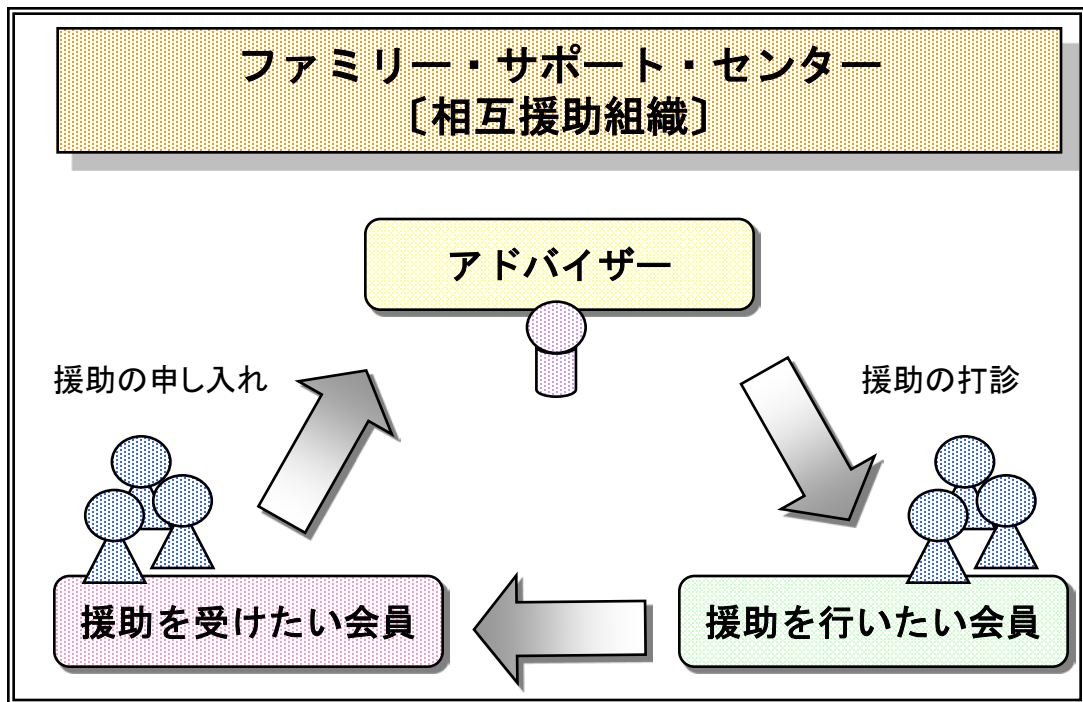
※1の例 … 高熱(38℃以上)など顕著な体調不良の症状がある場合、複数の症状(発熱&下痢、嘔吐など)が見られる場合、症状が軽度であっても明らかに感染症が疑われる場合など

※2の例 … 時間をおいても症状が改善されない場合、症状が悪化傾向にある場合など

※ その他、病児・病後児保育の詳細な事業概要については、参考資料2(P10~P12)を参照。

#### (4) ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児等預かり事業の開始

- 地域における病児・病後児の預かり等の対応を促進するため、平成21年度から、地域住民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業において、病児・病後児等の預かり事業を開始している(「病児・緊急対応強化モデル事業」)。
- なお、平成17年度より実施していた「緊急サポートネットワーク事業」は廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児等の預かりへの移行を促進する(移行期間(平成21年度・22年度)においては、国において円滑な移行のための事業(「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」)を実施。【参考資料4(P14)を参照】



#### 《平成21年度の実施状況》

- ファミリー・サポート・センター事業  
実施数 602市区町村
- 病児・病後児等預かり事業  
実施数 49市区町村